

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野市

2 構造改革特別区域の名称

長野市IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野市の全域

4 構造改革特別区域の特性

長野市は、美しい山並みと北アルプスに源を発する犀川と千曲川の大河に抱かれた地域に、古くから善光寺の門前町として栄え、明治30年に長野県内で初めて市制を施行した山紫水明のまちである。

昨今の社会情勢の中、地方分権を推進する地方中核都市としての責任を果たすため、平成17年1月1日に周辺1町3村を編入合併して面積783.5km²、人口38万3千人の県内最大人口となり、県都、そして長野地域の中心都市としての役割を担っている。

平成10年2月には、市民の永年の願いであった長野冬季オリンピックが、同年3月には長野冬季パラリンピックが開催され、長野らしさをアピールした「美しく豊かな自然との共存」を理念の一つとし、両大会は全世界に深い感動と夢を与えた。

オリンピック等の開催決定を契機に、新幹線・高速道の開通や市内の都市基盤整備も急速に進み、平成11年4月に中核市へ移行したことにより、これまで以上に市民に密着した行政サービスの提供を進め、地域の特性を生かした個性豊かで活力あるまちづくりに努めている。

合併後もそれぞれの地域の培ってきた歴史や文化を尊重しつつ住民福祉の向上を図り、観光・スポーツ・自然などの魅力を最大限に引き出し「人が輝く、地域が輝く、多軸都市ながの」、「都市と自然が調和する多軸都市ながの」を目指して発展に尽くしている。

また、当市は古代から文化の開けた地として知られており、弥生時代の古墳群、善光寺の門前町、そして真田十万石の城下町松代など数多くの貴重な文化財が市内各所に残されている。

教育においては、古くは寺子屋の数が多かったことから「教育県信州」としてその名が知られており、現在では信州大学教育学部、同工学部や長野工業高等専門学校などが市内にあり、県民や企業の教育に対する潜在的な熱意が高い地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

「平成18年版情報通信白書」によると、インターネットの利用者数は2006年末までに8,529万人に達し、特に個人のインターネット利用者の利用端末は、携帯電話等の移動端末利用者が6,923万人となり、インターネット利用機器のモバイル化が一層進んでいる。情報通信産業の実質GDP成長に対する寄与率は40.0%で、経済成長に与える影響は大きい。また、ここ数年の生産性の向上も他の各産業に比べると顕著（電気機械を除く。）である。

今後、更なる経済発展を実現するためには、情報通信網の整備をはじめとしたインフラの整備が重要である一方、コンテンツの制作・流通・保存も不可欠であり、それを担う高度なIT技術者、研究者の育成・確保と、あらゆる人々がITの利活用に関する知識の底上げや技術の向上を図ることが急務である。

そのためには、まず、情報処理に関する基本的な国家資格である「基本情報技術者試験」をIT人材育成の基準と位置づけ、その取得を促進することで地域の情報化に貢献する人材の育成及び輩出がかなう。このため、本市では、「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の特例措置を活用するものとする。

当該資格の取得をステップにし、より上位の国家資格の取得や高度なIT技術者を目指す環境づくりを行い、更には地域産業の活性化につなげていくことができる。

現在、長野県では、県機関及び全ての市町村を結ぶインフラ整備事業として「高速情報通信ネットワーク」を計画し、平成19年度には運用を開始する見込みである。当面は、行政関係機関での業務連携等に利用されるが、将来的には公・私立を問わず県内の教育、医療、産業等幅広い用途で利用することが検討されている。この県内の情報インフラ整備の実現による効果として、今後更なるIT需要の増大と、地域間の情報較差の解消が期待されるが、企業及び企業を擁する地域の競争も激化することが考えられる。地域内で今後の情報化社会に柔軟かつ、積極的に取り組める優秀な人材を育成し、地域のIT技術のレベルを高め、本市の活力を更に向上していく。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置により午前試験が免除となることから、受験者の負担が大きく軽減され、午後の実務的試験の対策に十分な時間をかけることが可能となる。

また、講座を開設する当該専門学校においては、情報処理技術者の効果的な育成を目指した教育内容の更なる充実を図ることから、「基本情報技術者試験」の合格者数及び合格率の向上が見込まれる。資格者を少しでも多く輩出し、一層のIT技術の向上につなげ、高度情報化が進む現代において、産業・経済の活性化に貢献する人材を地域内で育成できる。

これにより、企業等はIT技術者の確保を地域内から確保することが容易となり、企業の競争力が高まり、若年層の就職率の向上にも寄与することができる」と期待する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 若年IT人材の輩出による地域活性化

情報処理分野の基本的な国家試験である「基本情報技術者試験」の合格率の増加に向けた措置を図ることにより、当該特定事業を実施する情報系の専門学校を志望する学生の増加が見込まれる。これにより、市内の高等学校等を卒業しても県外の企業へ就職したり、県外の情報系専門学校や大学に進学するといった若年層の流出の予防が図られ、地域内で数多くの優秀なIT人材が輩出される。その結果、彼らが地域情報化推進のリーダーとなり、企業や個人などさまざまな場面で活躍することによって、地域の活性化が図られる。

(2) 若年者就職支援の拡大

若年層の就職状況は、全国的に改善の兆しをみせているが、特定の技術力や資格を持った人材に採用が偏っているのが実情である。本特例措置を活用することで、社会や企業が求める国家資格の取得を促進し、即戦力となるIT人材の輩出し、高い就職率の実現を果たすことができる。

(3) 企業誘致、産業活性化

企業において、情報通信技術の高度化や情報セキュリティの確保が急務となっている中で、当該特区により高度IT人材の確保が容易となることから、企業内の情報化を推進し、事務や作業の効率化により生産性を向上させることができる。これにより、新たな事業展開への調査・研究に対して、資本や時間、人材を

投入することができ、新しい付加価値を創出しやすい環境が整備され、企業の競争力が高められる。また、I T の技術を必要とする企業の誘致が行いやすくなる。

8 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地域住民のためのI T 推進施策の推進

「行政サービスの充実と高度情報化」、「福祉、教育分野等のマルチメディア化による市民生活の向上」、「人材育成を通じた地域産業の振興」を目的に、地域情報化の中核施設として、長野市フルネット センターを建設。主に、初・中級者向けのパソコン教室、夏休みを利用した親子パソコン教室、地域活動やパソコンやインターネットの利用について気軽に相談ができる地域I T リーダー的役割を担うシニアを育成するための地域I T 推進講座等、幅広い住民を対象とした講座を実施し、地域住民の情報リテラシーの向上に努めている。

今後も、地域情報化の促進を通じた市民生活の向上のための施策を推進していく。

フルネット：フルネットとは、フルサービスネットワークの略で、いつでも、どこでも、誰でも利用できる情報サービスのこと。

(2) 第二次長野市高度情報化基本計画の策定及び推進

当市における今後の高度情報化のあり方を示し、高度情報化を加速させ、もって行政サービスの向上を図ることを目的として、情報システム最適化への取り組みと、電子市役所の構築に関する今後5年間（平成19～23年度）の事業計画を示すため、本年度、第二次長野市高度情報化基本計画を策定している。

当市の高度情報化では、これまで事務の省力化・自動化と業務の正確性向上を目的とした「電算化」、次に行政サービス・行政事務の高度化・効率化を目的とした「行政情報化」と、市民ニーズの変化や社会環境の変化に応じて推進内容を変化させてきた。今後は、来るべきユビキタス社会に対応した行政サービスを提供するための電子市役所の実現を中長期的に目指す。

先行して事業を実施している統合型地理情報システム（以下「GIS」という。）整備事業のうち、既に発注済の共用空間データ整備業務では、本社所在地を長野市内に有する者、又は長野市内に本社所在地を有する事業者と共同で業務を行う

者、もしくは長野市内に本社所在地を有する事業者と共同で業務を行う予定としている者であることを条件として事業者を選定し、雇用促進に努めた。当該事業においては、今後公開型GISの構築も予定している。

また、長野県では、県と市町村の共同による電子申請・届出システムを構築し、平成19年度からのサービス提供を目指している。当市では、行政サービス向上の観点から、当初から参加し、随時行政手続の電子化を図っていく方針を掲げている。

今後、当該基本計画に基づき、前述した電子申請・届出システムや公開型GISなど、住民に直結したサービスの提供も視野に入れ、高度情報化を推進していく。

別 紙

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験
を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

ア 学校法人 平青学園
国際情報専門学校 長野平青学園
(長野市アークス 1 - 3 1)

イ 財団法人長野県情報技術振興財団
信越情報専門学校 2 1 ルネサンス学院
(長野市鶴賀鍋屋田 1 3 8 1 - 3)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ
(東京都中央区京橋 3 - 3 - 1 4 京橋 AK ビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

ア 国際情報専門学校 長野平青学園
基本情報技術者講座(サーティファイ・情報処理技術者能力試験
2 級 併用コース)
別添履修計画書 1 のとおり

イ 信越情報専門学校 2 1 ルネサンス学院
基本情報技術者講座(サーティファイ・情報処理技術者能力試験
2 級 併用コース)

別添履修計画書 2 のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第1部科目を合格した者であって、次に示す当該講座の出席率をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

よって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、次項（3）の規定により独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

講座の出席率の基準

開設者	講座名	出席率
国際情報専門学校 長野平青学園	基本情報技術者講座 （サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級 併用コース）	80%以上
信越情報専門学校 21ルネサンス学院	基本情報技術者講座 （サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級 併用コース）	80%以上

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験のうち、基本情報技術者講座（サーティファイ併用コース）については、(株)サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題を使用して実施するものとする。仮に当該の試験問題が独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合には、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるも

のとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

また、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

ア 資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

イ 試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目

サーティファイ（情報処理技術者能力認定試験）試験項目		2級
1 情報の基礎理論	基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論	
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語	
	計算量と情報量	
2 データ情報とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎	
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法	
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率	
3 ハードウェア	半導体と集積回路	
	プロセッサ、動作原理	
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置	
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体	
	コンピュータの種類と特徴	
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成	
	プロセス管理、割込み制御	
	主記憶管理、仮想記憶	
	入出力制御、ジョブ管理	
	ファイル管理、障害管理	
	ヒューマンインタフェース、日本語処理	
	ミドルウェア	

5	システム構成と方式	
	システム構成方式、処理形態	
	システム性能、信頼性	
	応用システム	
6	システム開発と運用	
	プログラム構造、制御構造	
	プログラム言語、言語処理系	
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用	
	開発手法、設計手法、テスト手法	
	開発環境と開発管理	
	システムの環境整備、運用管理	
	システムの保守	
7	ネットワーク技術	
	プロトコルと伝送制御	
	符号化と伝送制御	
	LANとインターネット	
	電気通信サービス	
	ネットワーク性能	
	伝送媒体、通信装置	
	ネットワークソフト	
8	データベース技術	
	データベースモデル	
	データの分析・正規化	
	データ操作	
	データベース言語、SQLの利用	
	DBMSの機能と特徴	
	データベース制御機能（排他制御、リカバリ）	
	分散データベース	
9	セキュリティ	
	セキュリティ対策	
	インテグリティ対策	
	プライバシー保護	
	可用性・安全対策	
	リスク管理	
	ガイドライン	
10	標準化	
	開発と取引の標準化	
	情報システム基盤の標準化	
	データの標準化	
	標準化組織	
11	情報化と経営	
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）	
	情報化戦略（業務改善など）	

財務会計（会計基準、財務諸表など）	
管理会計（損益分岐点、原価管理など）	
IE 分析手法、管理図	
確率と統計	
最適化問題、意志決定理論	
情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）	
関連法規（情報通信、知的財産権）	
関連法規（労働、取引、安全、法律、倫理など）	
12 表現能力	
発表技術	
文章の書き方	
マルチメディアの利用	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。